

# (一社) 三重県バスケットボール協会 役員候補者選考委員会規程

## 第1条〔目的〕

この規程は、「一般社団法人三重県バスケットボール協会」定款第21条に基づく役員選任にあたり、その候補者を選考する手続きについて定める。

## 第2条〔役員候補者選考委員会の設置〕

- (1) 役員候補者を選考するために「役員候補者選考委員会」（以下「役員選考委員会」という）を設置する。
- (2) 役員選考委員会は、次期役員の選任時まで存続するものとする。
- (3) 役員選考委員会の委員は次の各号の通りとし、理事会において選定する。
  - ① 理事より…専務理事・事務局長（計2名）
  - ② 各連盟及び各カテゴリーから選出された代表1名（計4名）
- (4) 役員選考委員会は、委員の互選で委員長1名を置くものとする。

## 第3条〔役員選考委員会の開催〕

- (1) 役員選考委員会は、役員の改選を行う定時総会に付議する議案を決定する理事会への答申を行うため発足後速やかに開催するものとし、必要に応じて適宜開催するものとする。
- (2) 役員選考委員会は、委員長が招集し、委員の半数以上の出席をもって成立する。委員会への代理出席および書面による委任はいずれも認めないものとする。
- (3) 役員選考委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむを得ない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員の互選により、これを定める。

## 第4条〔役員候補者の決定〕

- (1) 役員候補者数は、次の各号のとおりとする。
  - ① 理事候補者10名以上30名以内
  - ② 監事候補者2名以内
- (2) 役員候補者には、外部有識者が一定程度含まれているものとする。
- (3) 役員候補者の決定は、出席した委員の過半数の議決をもって行う。否決された場合は、いずれかの委員が否決された候補者に代わる新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。
- (4) 委員が役員候補者となる場合には、当該委員は当該役員候補者に関する議決には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれる。

## 第5条〔役員候補者の選考基準〕

- (1) 役員選考委員会は、次の各号の役員選考基準に基づき、役員候補者を選考しなければならない。
  - ① 就任時において、その年齢が75歳未満であること。
  - ② 本協会の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推

進に相応しい人格を有すること。

- ③ 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野等において、専門的な知識または経験を有していること。
  - ④ 健康であり、業務に支障がないこと。
  - ⑤ 遵法精神に富んでいること。
  - ⑥ 一年度内の理事会に、概ね3分の2以上出席できる見通しがあること。
- (2) 役員としての任期は、連続5期まで（期の途中で就任した場合はその期を含めない）であること。ただし、専務理事としての任期は選出された期から新たに連続5期までとする。

#### **第6条〔議事録の作成〕**

委員会の議事録は、事務局長が作成し、出席委員のうち2名が記名し事務局に保管する。

#### **第7条〔改廃〕**

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

#### **第8条〔施行〕**

本規程は、2021年11月9日から施行する。